

特集 I

水泳指導と事故	武藤 芳照	161
水泳事故の実態と対策	立入 克敏	163
溺水事故の臨床的特徴と指導上の注意	菊池 利夫	171
プールでの飛び込み事故のバイオメカニクス	野村 照夫	177
水泳事故とプール構造の問題	直井 亨	183
スタート事故と指導者管理者の法的責任	望月浩一郎	189

特集 II

登山指導と事故	島岡 清	197
ロッククライミングと事故防止	中川 和道	199
野外教育における登山指導と事故防止	井村 仁	207
中高年者に対する登山指導と事故防止	山本 正嘉	213
登山研修所における事故防止の指導	柳澤 昭夫	221

連載

バイオメカニクス：床反力(2)		
——圧力板とデータの活用——	深代 千之	227
運動生理：筋持久力		
——体力を捉える—過去から未来へ——	加賀谷淳子	233
バイオエンジニアリングとスポーツ工学：		
①スポーツ・メカニクス	永田 晟	241
②人工臓器と血液循環系モデル	藤本 哲男	247
	梅津 光生	
③人工骨と骨代謝モデル	田中 正夫	251

BOOK REVIEW

スポーツ医学の基礎	岩根 久夫	257
-----------	-------	-----

海外文献情報

Abstract

Acta Physiologica Scandinavica (Vol. 149, No. 4~Vol. 150, No. 1)/ British Journal of Sports Medicine (Vol. 27, No. 4)/Canadian Journal of Applied Physiology (Vol. 18, No. 4)/Ergonomics (Vol. 36, No. 5~Vol. 37, No. 1)/European Journal of Applied Physiology (Vol. 67, No. 5~Vol. 67, No. 6)/International Journal of Sports Medicine (Vol. 14, No. 8)/Journal of Applied Biomechanics (Vol. 9, No. 4)/Journal of Applied Physiology (Vol. 75, No. 5~Vol. 75, No. 6)/Journal of Biomechanics (Vol. 26, No. 12~Vol. 27, No. 2)/Medi- cine and Science in Sports and Exercise (Vol. 25, No. 11~Vol. 25, No. 2)/Research Quarterly for Exercise and Sport (Vol. 64, No. 4)/ Scandinavian Journal of Medicine and Science in Sports (Vol. 3, No. 4)	258
---	-----

スタート事故と指導者管理者の法的責任

望月 浩一郎*

1 はじめに

1986～91年度の6年間に、学校管理下における水泳で合計110件の重大事故が発生した(表1)。これらの事故の水泳指導者あるいはプールの管理者の責任が民事訴訟で問われるケースは少なくない。

近時における訴訟の特徴は、スタートで水底に頭部を打つ事故をめぐる訴訟の増加である。プールでのスタート事故で判決が下された事件は、19事件22判決があり、一審判決は、1960年代、70年代が各1件、80年代が7件、90年代に入ってから4年間に10件と急増している(表2。以下括弧内の数字は表2の判決番号を示す)。

さらに、ここ数年の間に一審判決に至らず和解により解決した事件は秋田県立能代高校事件など6件あり、現在一審において審理中の事件は鹿児島市立甲南中事件など6件ある。訴訟に至った事件の総数はさらに多いと考えられる。

スタート事故が訴訟に至るケースの増加は、スタート事故の発生件数自体が多いこと、結果の多くが死亡ないし重篤な後遺障害であること、そして何

よりも指導・管理者の適切な対応がなされていれば事故を防止できたとの被災者や遺族の思いがある。

スタート事故の判例を紹介し、水泳指導者・プール管理者の責任を検討する。

2 スタートによる頸椎損傷事故の発生原因

スタートによる頸椎損傷事故が起こった原因が、水底への衝突か、入水時の衝撃かが争われるケースがある(④, ⑥, ⑩, ⑬, ⑮)。

頸椎損傷事故の発生原因を入水時の衝撃と主張するのは指導・管理者側であり、この主張を認めたのは姫路市立高丘高校事件判決(④)である。

判例の多数は、i 水底に衝突しても頭部創傷が生じない場合があること(⑮)、ii スタート台程度の高さからの逆飛び込みスタートでは入水時の衝撃が頸椎損傷を生じさせる程度の強度を有しないこと(⑩, ⑮)、iii 両手が水底に接触しても勢いが強い場合には、頭部も水底に打ち付けること(⑬)、などを理由として、頸椎損傷事故はプールの水底への衝突が原因であるとしている。

スタートにより頸椎損傷事故が生じるメカニズムに関する研究では、入水時の衝撃により頸椎損傷を生じることではないとされており、判例の大勢を相当とすべきと考える。

3 パイクスタートをしない限り水底への衝突事故は生じないか

被災者が危険なスタート方法であるパイクスタートを行ったことが事故の原因であるか否かが争われるケースがある(①, ⑥, ⑬)。

基本的には事実認定の問題であり、事故態様が、パイクスタートの場合もフラットスタートの場合もあるであろう。

表1 学校における水泳事故の発生状況

	溺水	水底への 衝突事故	その他	合計
死亡	34件	3件	0件	37件
後遺障害	1件	57件	15件	73件
合計数	35件 (31.8%)	60件 (54.6%)	15件 (13.6%)	110件

86年～91年, 小, 中, 高, 高専, 大学. 日本体育・学校健康センター調査

* Koichiro Mochizuki—東京本郷合同法律事務所弁護士

表2 水泳飛び込み事故判例概要一覧

番号	判決の表示	受 傷 者 技 量	事 故 時 の 状 況	事 故 態 様 水 深	飛 込 地 点	指 導 設 置 の 過 管 理 失 瑕 疵	過 失 相 殺 割 合	掲 載 誌
①	大阪地判69年11月27日	成人女	?	レク	1.00m	台35cm	- × --	判時584
②	大阪地裁79年1月26日	中2男	○	レク	1.00m	プールサイド	- × --	判タ384
③ a	横浜地裁82年7月16日	中3男	?	授業	1.20m	台20cm	○ * 0%	判時1057
b	東京高判84年5月30日					○ * 0%		判時1119
c	最高判87年2月6日					○ * 0%		判時1232
④	神戸地姫路支判83年6月27日	中2女	?	授業	1.00m	プールサイド	× - --	未掲載
⑤	大分地判85年2月20日	小6男	○	授業	0.80m	プールサイド	○ * 0%	判時1153
⑥	大阪地判86年6月20日	小6男	◎	授業	0.90m	台35cm	× × --	判時1215
⑦	徳島地判88年1月27日	高3男	?	注	1.10m	プールサイド	× × --	判例自治47
⑧	宮崎地判88年5月30日	中2男	×	授業	1.10m	台45cm	○ × --	判時1296
⑨	福岡地判88年12月27日	高1男	○	授業	1.30m	台55cm	○ × 60%	判時1310
⑩ a	大阪地判90年12月21日	中3男	×	授業	1.10m	台55cm	× × --	未掲載
b	大阪高判92年7月24日					○ * 30%		判時1439
⑪	仙台地判91年3月12日	高2男	◎	ss	1.20m	台?cm	× × --	未掲載
⑫	山口地岩国支判91年8月26日	小6男	○	授業	1.00m	台?cm	○ * 25%	判タ779
⑬	津地判91年10月11日	中2男	○	授業	1.10m	台50cm	○ × 40%	未掲載
⑭	横浜地判92年3月9日	中3男	◎	部活	1.10m	台58cm	○ × 20%	判タ791
⑮	神戸地判93年2月19日	高1男	×	授業	1.40m	台49cm	○ - 20%	判タ822
⑯	宇都宮地判93年3月25日	高2男	×	授業	1.36m	台49cm	× × --	未掲載
⑰	東京地判93年3月31日	高1男	?	レク	1.10m	プールサイド	- × --	未掲載
⑱	浦和地判93年4月23日	高2男	◎	部活	1.00m	台47cm	○ ○ 20%	判タ825
⑲	水戸地土浦支判93年6月29日	中3男	○	授業	1.10m	台47cm	○ - 0%	未掲載

(注)

- (1) 「技量」欄の◎印は水泳部員など熟練者, ○印は水泳を得意とする者, ×印は水泳の未熟者, ?印は水泳の技量不明者。
- (2) 「事故時の状況」の欄の「レク」はレクリエーション中, 「授業」は授業中, 「部活」は水泳部活動中, 「ss」はスイミングスクール。
- (3) ⑦事件は, 高校サッカー部の練習の帰途に小学校のプールで泳ぎ事故が発生した事件である。
- (4) 「指導の過失」, 「設置管理の瑕疵」, 「過失相殺」欄の-印は主張も判示もないことを示し, *印は主張はあるも判示がないことを示す。
- (5) 掲載誌の「判タ」は判例タイムズ, 「判時」は判例時報, 「判例自治」は判例地方自治を示す。

しかし、大東市立四条北小事件判決(⑥)のように、「(スイミングスクールの選手育成コースに在籍し競技会にも参加するという)原告の習熟度からすると、(通常の)逆飛び込みでこのような失敗をすることはまず考えられない」と、パイクスタート以外では事故が生じえないとして事故態様を判断する手法は正しくないものである。

パイクスタートは到達水深を深くする要因の一つ

ではあるが、フラットスタートを試みても事故は生じるのであり、事故が生じた原因を安易にパイクスタートのみに求めることは妥当でない。

4 プール設置・管理者の法的責任に関する判例

スタート台が高すぎる、あるいはプールの水深が

表3 プールの設置管理の瑕疵についての判例の種類

Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ
設置管理の瑕疵を否定		判断を回避	設置管理の瑕疵を肯定
「公認規則」や「文部省の手びき」で定めるプールの規格に適合していることを理由として設置管理の瑕疵を否定する判例(①, ⑨, ⑯)	当該プールにおいて従前事故が発生していないこと、同種の規格のプールが多いことなどを理由として設置管理の瑕疵を否定する判例(②, ⑥, ⑪)	「公認規則」や「文部省の手びき」における規格に準拠するだけでは安全だとはいえないとしながら、判断を回避する判例(⑤, ⑫)	プールの構造、被災者の技量体格などを総合的に判断の上安全性に欠けるとして設置管理の瑕疵を肯定する判例(⑬)

表4 文部省「手びき」における水深・スタート台の基準

プールの使用目的	最浅水深～最深水深
学 校 用	幼児用 0.3m～0.8m
	小学校用 0.8m～1.1m
	中学校用 0.8m～1.4m
	高校・大学用 1.2m～1.6m
競泳用	1.3m～1.8m

スタート台の高さ

一般	30cm～75cm
小中学校用	40cm
競泳用	60cm

文部省「水泳プールの建設と管理の手びき」(1966年)より作成

浅すぎるというプールの設置管理に瑕疵があるか否かが争点となった事件で、裁判所の判断は概ね4つのグループに分けることができる(表3)。

Aグループは、文部省の「水泳プールの建設と管理の手びき」(表4)ないし財団法人日本水泳連盟が公認規則で定める規格にプールの構造が合致することをもって安全であるとする判例である。

堺市浜寺公園プール事件(①)は、「公認規則に定める規格に合致するよう設計されて」おり、「水泳熟練者ばかりでなく、一般市民においても、プールを遊泳のために利用する者として通常の飛込方法に従ってスタート台から飛込む限り、プール底部に頭を激突させるような危険性は全くない」と判示した。この判例の論理は、「公認規則」と「手びき」の両規格

を満たすプールの場合には最も明快となる(⑨)。

Bグループは、当該プールにおいて従前事故が発生していないこと、あるいは、同種の規格のプールが多いことなどを理由に、安全であると判断する判例である。

大東市立四条北小事件判決(⑥)は、事故のあったプールを安全であると判断し、その理由として「原告よりなお5, 6cm身長の高い児童4, 5名を含めて、原告以外誰も右飛込みによって受傷していないことおよび当日前の授業時もまったく同状態のもとで右飛込実技が行われたが、原告を含めて全員無事故であったことがこれを示す」と判示した。

Cグループは、「公認規則」ないし「手びき」における規格に準拠するだけでは安全とはいえないと判示するも、指導者の責任を肯定して請求を認容し、プールの管理者についての判断を回避している判例である。

日田市立北小野小事件判決(⑤)は、「文部省の手びき」における「小学校用プール」は、「水泳に未熟な児童が右課題とされる逆飛び込みを行うことも当然予定されている」ことおよび「児童の体位の著しい向上が配慮され」ていないことから、「小学校児童が逆飛び込みを行うプールとしては、その水深が浅いことからしてその安全性に問題があるのではないかとの疑いを否定しえない」と判示した。

Dグループは、水底への衝突事故でプールを安全性に欠けると判断した判例である。

行田市民プール事件判決(⑬)は、県立熊谷高校水泳部員の事故であるが、公認規則の変遷、過去のスタート事故の発生状況などを詳細に検討した上で、「本件プールは、そのスタート台から大人と同程度の体格を有する高校生が逆飛び込みを行った場合、水深が十分であるとはいえないために、ことさら危険な飛び込み方法でなくても、飛び込みの角度が少

し深くなるとか、指先の反らし具体等、その方法のいかんによっては、頭部等をプールの底に打ち付ける危険性があったことは否定できない」とし、「本件プールは、原告ら高校生の利用者に対し、少なくともスタート台からの逆飛び込みを全く制限せず利用することを前提とする施設としては瑕疵があったものと言わざるを得ない」と判示した。

5 プール管理者の責任について

施設の安全性は利用方法との関係で判断される。スタートを伴わない使用において安全なプールであっても、これを超える利用プールサイドないしスタート台からのスタートによって事故が生じる危険性がある場合に、この危険性を伴う利用方法を制限しないで放置することは、施設の管理に瑕疵があると判断される。

まず、Aグループの判断基準を検討する。

プールの安全性の判断基準として、「手びき」ないし「公認規則」はどのように位置付けられるべきであろうか。日本水泳連盟は、飛び込み事故が多発することから、1979年、82年、85年、87年の公認規則の改正で、プールの最浅水深をより深く、またプールのスタート台の高さを規制した。そして、92年の公認規則改正において、スタート台前方5mまでの水深が1.2m未満の場合はスタート台の設置を禁止した。

日本水泳連盟は、「公認規則」の規格は、「絶対的な安全基準ではなく」「競技会を開催する上での『当面の画一的な最低基準』」であるとしている(日本水泳連盟：浅いプールでの飛び込み事故予防に関する見解の全て、月刊水泳93年1月号)。

したがって、「公認規則」の規格にさえ合致しないことをプールが安全性に欠けると判断する根拠とすることは妥当としても、「公認規則」の規格に合致するプールであることをもって直ちに安全な施設であると判断するのは相当でない。

「手びき」における水深のガイドラインは、溺死事故防止の視点から学校用プールの水深を定めたものであり、水底への衝突事故防止の視点からは何の検討もされていない規格である。しかも、文部省は、「手びき」を1982年頃事実上廃棄扱にし、以後について「公認規則」を参考にするように指導しているものであり、少なくとも82年以降の事故につき「手びき」をプールの安全性の判断基準とする合理性は全

くない。

また、財団法人日本体育施設協会・学校プール調査研究委員会(委員長一菅野誠・元文部省管理局教育施設部長)は、1985年、プールの水深とスタート台の高さとの関係につき、水深はスタート台の高さの3倍以上とする、とのガイドラインを示している。

次に、Bグループの判断基準を検討する。

「当該プールにおいて従前事故が発生していないこと」、「同種のプールで他に事故が生じていないこと」がプールの設置管理の瑕疵の基準となるためには、「事故が生じていない」との前提が正しくなければならぬ。

この基準を採用した判例は、軽傷事故および事故の一步手前の危険な状態の発生について十分な吟味をしないまま、過去に死亡・重傷事故が発生していないことだけで「当該プール(あるいは同種の規格のプール)において従前事故が発生していない」と判断している疑いがあり、まして、仙台スイミングスクール事件(⑩)のように、「他の受講生が飛び込みスタートをした場合にプール底部で鼻を擦ったりしたことがあった」と認定していながら、安全性に欠けないと判示することは、全く相当でない。

スタート台からの逆飛び込みにおける到達深度については、飛び込む者の体格・技量・泳法により異なるが、宮崎市立宮崎中事件判決(⑧)の「宮崎県教職員組合中央支部で行った『プール施設実態調査』の結果では、本件プール(スタート台直下の水深は1.1m、スタート台の高さは45cm)とほぼ同じ水深をもつ中学生用プールにおいて、調査対象の中学生の34.5%が水底に接触するなどの事故にあっており、体位が向上するにつれて、その率は高くなっている」との判示や最近の到達水深に関する研究にかんがみても、一般に水深1~1.3m程度でのプールにおいて、軽傷事故や水底への接触が発生していないと判断することは疑問である。

それでは、どのような基準に照らし、「通常有すべき安全性」の有無を判断すべきか。

プールの構造、飛び込む者の技量・体格などを総合的に検討しなければならない。ここでは、その中でも、とりわけ重要な要素となっている水深の点について、成人またはこれに近い体格を前提として検討する。

第1は、スタート事故を完全に防止しうる水深である。成年男子が通常のスタート台からどのような姿勢でスタートをしても事故が起らない水深を求

めるなら、2.7m程度となる。

第2は、全くミスのない理想的なスタートをする限り水底に接触しない水深である。この水深は、これまでの研究の報告を検討する限り1.3m程度となるであろう。

しかし、「通常有すべき安全性」の判断基準としてはいずれも相当でない。「通常有すべき安全性」は、普通のスタートを正常または通常生じるミスの範囲内で行うことに対して安全性を確保しなければならない。したがって、第1の考えのように意図的に危険な行為をする場合にまで安全性を確保する必要はなく、第2の考えのように常に完璧なスタートを前提としてのみ安全性が確保されるという水深では些細なミスがあるだけで事故は生じるため、「通常有すべき安全性」を備えているとはいいがたい。

正常なスタートを意図している限り多少のミスが生じて事故が起こらないような水深が、「通常有すべき安全性」の基準であると考えられる。この水深がどの程度かについては、今後の研究を待つにしても、アメリカにおいてめやすとされている1.6m程度の水深となるのではないかと予測される。

6 指導の責任に関する判例とその検討

(1) 「水泳は、他の教育科目に比較して事故が発生し易く、直接生命に対する危険をも包含しており、殊にスタートは、その蓋然性が高いためにこの学習を指導する教師は、一般的に生徒の身体の安全に対して、十分な配慮を行い、事故を防止する高度の注意義務を負う」とされる(③a)。判例上争われた具体的な注意義務を整理するとⅠ～Ⅴに分類される(表5)。Ⅱの義務は施設の安全性の問題として管理者の責任と同一に論じられている。

(2) 段階的指導義務(Ⅰ)

指導者は、生徒にスタートを行わせる場合には、その前に、水中に立ち水底を蹴るスタート(イルカとび)、オーバーフロー面に座った状態からのスタート(腰掛け滑り飛び)、水面下の低い位置に立った状態からのスタートなどの段階に応じた指導をする。この段階的指導を尽くしたか否かが争われている。

この点で、一審と二審とで反対の結論を取ったのが大阪市立天下茶屋中事件である。指導者が、段階的指導を実施したものの、なお腹打ちなど技量が未熟であった生徒に対し、泳力テストとしてスタート

表5 判例上争点となった指導義務の内容

プールへの水底衝突事故を防止するための指導義務	
Ⅰ	段階的指導を行い、プールサイドないしスタート台上からのスタートを試みさせる技量の有無を判断する義務。
Ⅱ	安全な施設・環境の下でスタート行わせる義務。
Ⅲ	水底への衝突の危険性があることを教示する義務。
Ⅳ	水底への衝突を防止するために必要なスタート方法・技術を指導する義務。
Ⅴ	スタートを試みさせる場合にこれを注視し、異常が認められる場合にはスタートを中止させ、あるいは、必要な救護処置をとるなど損害の発生・拡大を防止する義務。

台から逆飛び込みさせたところに高めに飛んでほぼ垂直に入水し水底に衝突した。大阪地判(⑩a)は、段階的指導を尽くしたと判示したが、控訴審である大阪高判(⑩b)は、未熟な被災者に「プールサイドからの逆飛び込みの反復練習でその技術を十分習得させないまま、スタート台からの逆飛び込みをさせた」として指導者の過失を認め、一審判決を取り消した。他の判例の判断も別れている(過失肯定：⑤、⑧、過失否定：④、⑬)。

指導者には単に段階的に指導する義務があるにすぎないか、あるいは段階的指導をした上で当該生徒の技量を判断し、当該生徒の技量がスタートを安全に行うことができる技量に達するまで、スタートを行わせるはならない義務までであるか、判断の分かれ目である。

段階的指導の目的が、より難しい段階の練習を安全に行う技量の習得にある以上、単に指導が段階的になされるだけでは不十分であり、生徒が次の段階に進むべき技量を習得したか否かを確認し、技量の未熟な生徒には当該段階の練習を繰り返させ、安易に次の段階へ進ませるはならない義務があるとするのを相当と考える。

文部省の指導では、従前は、単に段階的に指導することのみが指摘されていたが、「水面の低い位置から徐々に高くして行わせ、個人の能力に応じて段階的に練習するようにさせる」とし、生徒の個別の能力を把握し、これに応じた指導をするよう改められた(文部省「学校体育実技指導資料第4集・水泳指導の手引(改訂版)」1993年)。

スタートをするか否か、また、スタート台を使用するか否かを、生徒自身の判断に委ねたことをもって指導者の義務は尽くされるか。

姫路市立高丘高校事件判決(④)は、生徒自身が十分な判断能力を有していることを当然の前提として「自信のない者は」「(プールサイドからのスタート以外の)方法によってもよい旨助言」したことを適切な指導を尽くしたことの理由の一つとした。これと反対の結論を取るのが、横浜市立中山中事件最高判(③C)である。「生徒が新しい技術を習得する過程にある中学校3年生であり」助走付飛び込みに伴う危険性を十分理解していたとは考えられないので「(自信のない者はスタート台を使う必要はないと)告げたからといって、注意義務を尽くしたことにならない」と判示した(同旨⑤、⑨)。

泳者自身が、自己の技量を正確に把握し、危険の有無を的確に判断するには相当な経験と技量を必要とする。生徒が水底への衝突事故を生じる危険性につき十分な認識を有しているケースは少なく、生徒自身が正しい判断をしよう場合は例外的であり、最高裁の判示を相当とすべきである。

(3) スタートにより水底へ衝突する危険性があることを教える義務(Ⅲ)

水底への衝突事故を防止するためには、泳者自身が、スタートにより水底に頭部を打ち付ける危険性を認識し、防止処置を履行することが必要である。この点に関連して、指導者が生徒に対し、事前に水底への衝突の危険性があることを教える注意義務があるか否かが争われるケースがある。

大阪市立天下茶屋中事件一審判決(⑩a)は、「中学三年生であれば(危険があることを)十分認識していたものと推認でき」とし、さらに「逆飛び込みに習熟するためには、ある程度勇気をもって臨むことも必要であり、これに未熟なものに対し、殊更右危険があることを喧伝することは右勇気を阻害し、気持ちを萎縮させて好ましくない」ことなどから指導義務違反を否定した。一方、兵庫県立加古川北高校事件判決(⑬)は、スタートによる水底への衝突の危険性を生徒に説明することが生徒を萎縮させることがあったとしても「生徒らの右心理的効果よりも、同生徒らの生命・身体安全確保のほうが優先すると考えるのが相当」と判示し、指導者の義務違反を認めた。

文部省は、この点につき従前は具体的な指針を提示していなかったが、1993年に至り「スタートの際

に深く入水し過ぎて水底に頭部を打つなどして、大きな事故になる例が見られるので、指導者はもとより生徒にもこのことをよく理解させ、水深や入水する姿勢など、安全については細心の配慮をして指導することが大切である」と指導を変更した。

(4) 水底への衝突を防止をするに必要なスタート方法・技術を指導する義務(Ⅳ)

指導者は、事故を防止するために適切な指導をしなければならない。具体的には、i 誤った指導をしない義務が、ii 必要な正しい技術を指導する義務が、iii 各生徒の能力、到達段階に応じた指導をする義務が、それぞれあるというべきである。

指導者は、積極的に誤った指導をしてはならない義務がある。

横浜市立中山事件(③)は、指導者が、生徒に2, 3歩の助走を付けてスタート台からスタートをさせたところ、空中でバランスを崩し、ほぼ垂直な角度で入水し水底に衝突した事故であるが、判決においては、指導者の責任は認めたものの誤った指導か否かの判断は回避した。姫路市立高丘高校事件判決(④)は、「へそを見なさい」との指導者の指示は顎を引くとの意味であると生徒は理解し得たとして適切な指導であったと判示し、大阪市立天下茶屋中事件一審判決(⑩a)は、指導者の「頭から思い切って行け」との指示は、腹打ちの姿勢を矯正するための指導として相当であると判示したが、いずれも疑問である。

指導者の責任は誤った指導をしないことだけではない。必要な正しい指導を尽くすべき義務があるというべきであり、判示されている主な具体的注意義務は(表6)のとおりである。

さらに、指導者は、一般的な正しい指導を行うのみならず、生徒の能力など個別事情を把握し、これに応じた個別的指導をなすべき義務がある。

被災生徒のスタートの技量が、腹打ちの状態であった事例が4例(⑧、⑩、⑮、⑯)ある。栃木県立烏山高校事件(⑯)は、「腹打ちをすること自体は重大な事故につながるものではなく」他に事故につながる未熟な問題点もなく、指導者が「事故の発生を予見することは不可能であり」、被災者に「個別に指導を加えるべき注意義務もなかったと解される」と判示した。

腹打ちは正しくない入水方法であり、胸腹部に相当の痛みを受ける。生徒としては、腹打ちをしないスタートの方法を常に模索している状態であり、正

表6 判例上示された具体的指導義務の内容

(1) 到達水深が深くないための技術指導の義務
i 高所からの飛び込み、走っての飛び込み、転回しての飛び込みなど危険な飛び込みを禁止する。
ii 足を確実にかけ、足でしっかり踏み切って逆飛び込みをする。
iii 入水直前まで及び水中で眼を明ける。
iv 入水地点、入水角度を指示する。
v あごをひいて、両手で頭を挟み、両腕・体幹を伸ばし指先から水中に入る。
vi 入水後は両手及び体幹を反らせる。
(2) 生徒に技術を十分に理解させるための指導義務
i 模範演技を示す。
ii 騒然として口頭指導が十分に行き渡っていない場合は、さらに周知徹底させるために必要な指導を行う。
(3) 安全を確認した上で逆飛び込みをさせる指導義務
i 生徒が十分に準備をしてから逆飛び込みの合図をする。
ii 衝突事故の危険がないよう十分な間隔をもってスタートの合図をする。

しい指導がなされなければ、高く踏み切り、空中からほぼ垂直に入水したり(⑩、⑮)、腹打ちをしないように力をセーブしたり、入水地点を近くにして(⑯)、到達深度が深くなり事故が発生する。腹打ちをしている生徒のスタート事故の発生を予見することは不可能であるとして、指導者の個別的指導義務を否定した上記判例(⑯)は疑問である。

(5) スタートを試みさせる場合に生徒を注視し、異常が認められる場合にはスタートを中止させ、あるいは必要な救護処置をとるなどの損害の発生・拡大を防止する義務(V)

大東市立四条北小事件(⑥)においては、指導者が事故時の状況を現実に確認していなかった過失を認めたものの、事故との因果関係を否定した。

生徒がスタートを開始した後に、指導者が事故を防止する処置を取ることは不可能である。事故直前の状況を注視していることにより危険を感知し、防止処置を取れたであろう場合以外では、指導者の過失を認めることは困難である。

7 まとめ

スタート事故の法的責任を論ずるためには、事故

の起こるメカニズム、事故が発生する要因、事故の防止方法などにつき、スポーツ医学・体育学の正しい知見を前提にすべきである。しかしながら、判例を検討してみると十二分な知見を基にしたのか疑問なもの少なくない。

事故態様が類似する事案でありながら、水泳指導者・プール管理者の責任についての判断が分かれている原因はここにある。

文部省は、飛び込み事故防止対策として、1974年以降「水泳事故必携」を監修し、88年には、「逆飛び込み」を「スタート」と呼び名を変えた。文部省の対策は、水深も確かめず高所から飛び込むといった「異常な飛び込み」が事故の原因であるとの認識の元に、これの防止をはかっている。しかし、事故の大半は、水深1~1.3m前後で飛び込み台が設置されている「普通」のプールで「普通」に飛び込んで生じているのであり、「異常な飛び込み」をしなければ事故は起こらないという認識では不十分である。

当面の緊急処置としては、安全性に欠ける施設下でのスタートは禁止しなければならない。しかし、これは当面の緊急処置であり、一日も早く安全な施設へと改修をし、かつ安全な指導方法が徹底されなければならない。危険な施設の改修を怠り、スタートを禁止することで対策は終了したというのでは、水泳の普及・技術の向上を阻害することになる。

水泳指導者、プール管理者が事故の原因を科学的に検討し、事故を繰り返さないためのすみやかな対策がとられることが期待される。

文 献

- 1) 土方幹夫：水泳事故の検討Ⅱ—初級者の安全な水泳スタートについて。新潟大学教育学部高田分校研究紀要，23：55-67，1978。
- 2) 望月浩一郎：飛び込み事故とプールの設置管理の瑕疵。ジュリスト1013：113-11，1992。
- 3) 武藤芳照：水泳の飛び込みによる頸椎損傷。臨床スポーツ医学，4：997-1005，1987。
- 4) 武藤芳照：水泳の医学Ⅱ。ブックハウスHD，東京，1989。
- 5) 武藤芳照ほか：水泳における安全対策—プールでの飛び込み事故を例に—。Jpn. J. Sports Sci. 11：298-303，1992。
- 6) 日本体育・学校健康センター：「学校の管理下の死亡・障害」。1986~1993年各版。
- 7) 野村武雄：事故を防ぐにはこんな管理・運営手法が必要だ。月刊体育施設，16(5)：14-18，1987。
- 8) 須藤陽子：下級審時の判例—市民プールを利用した課外クラブ活動中のプール飛び込み事故。ジュリスト1035：152-155，1993。
- 9) 財団法人日本体育施設協会・学校プール調査研究委員会：建設・管理・指導・事故対策—学校水泳プールの全て。東京，1985。